

第 6136 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)平成31年 2月 8日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二)
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <https://www.zeirishi-miwa.co.jp>

♠ 老人ホーム入居中に相続した自宅

Q : 母が老人ホームで亡くなりました。母は老人ホームに入居する前に住んでいた自宅を別の老人ホームに入居していた父から相続により取得しましたが、その後、自宅に戻ることなく亡くなってしまいました。空き家になっていたこの自宅は、小規模宅地等の特例が受けられますか？

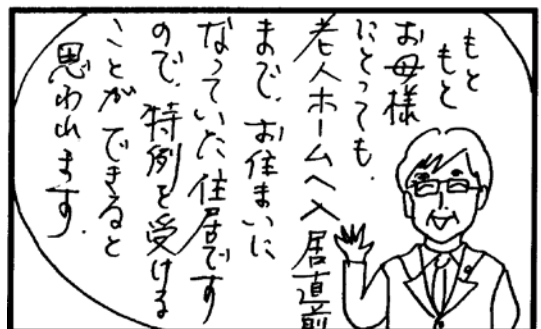
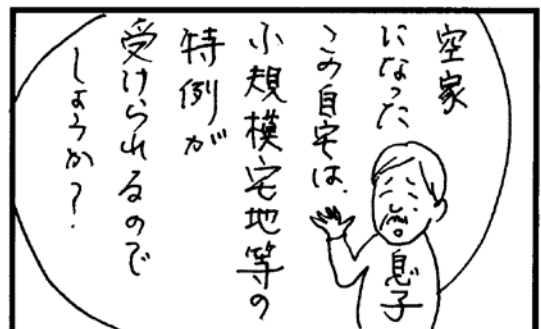
A : 受けられるものと思われます。

【解説】

小規模宅地等の特例は、相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていなかった宅地等であっても、有料老人ホーム等に入居等していたことにより居住の用に供されなくなった宅地等(被相続人が有料老人ホーム等に入居等した後に、事業の用又は新たに被相続人等以外の者の居住の用に供されている場合を除きます)については、適用が受けられることとなっています。

しかしながら、老人ホーム等に入居して居住の用に居住の用に供されなくなった直前において、被相続人が宅地等を所有していたかどうかについては、特段の規定がありません。

したがって、お尋ねの場合、お母さんが老人ホームに入居して居住の用に供されなくなった直前において、居住の用に供していたものですから、その時において自宅を所有していなかったとしても小規模宅地等の特例の適用を受けることができるものと思われます。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】